令和5年9月21日 ガバナンス担当部 ガバナンス担当課

足立区ペアレント・メンター事業に関する調査結果について(報告)

はじめに

足立区ペアレント事業運営委託(以下「ペアレント・メンター事業」という。)は、主に発達障がいのある子どもの対応に悩んでいる親に対するペアレント・メンターによる相談支援、発達障がいのある子どもの育児経験を有する親のペアレント・メンターとしての育成及び発達障がいのある子どもの親の孤立を防ぐための発達障がいへの正しい理解の促進を目的に、区が一般社団法人ねっとワーキング(以下「ねっとワーキング」という。)に委託して実施している事業である。

本事業は、令和3年度から令和5年度までの3年間の事業計画で、令和3年1月のプロポーザル方式による選定でねっとワーキングが事業者として選定され、年度ごとの評価委員会による評価合計点が30点以上(満点50点)で翌年度の事業継続が可能となる仕組みで運営されている。令和3年度及び4年度の評価委員会によるペアレント・メンター事業委託事業者の評価で、いずれも評価合計点が30点を超えているため、令和5年度も委託事業が継続されているものである。

しかし、令和4年度の評価結果及び事業実績等に関して、令和5年2月28日の文教委員会において、相談件数が増えていないのではないか、費用に占める管理費の割合が高いのではないかなど各会派から質疑が行われ、教育長から改善に向けて努力する旨の答弁が行われている。

その後、副区長及び教育長は、ペアレント・メンター事業について以前から議会質問等を行ってきた長谷川たかこ議員から、現行のペアレント・メンター事業の実績の内容等についての主管課(こども支援センターげんき支援管理課)の説明が納得できない、また、ねっとワーキングが借りている足立区青井の事務所で飲食を交えたパーティーを行っており、区の委託費が流用されている疑念があるので調査するべきなどの申入れを受けた。

これらの状況を踏まえて、庁内において客観的な調査が必要であると判断し、本事業に関して中立的な立場になるガバナンス担当課が主管課であるこども支援センターげんき支援管理課の協力を得て、本事業に関する調査を行うこととなった。

その後、6月22日には、長谷川たかこ議員を紹介議員として、「足立区行政主導ペアレント・メンター事業の再構築と区主導の養成講座の創設を求める請願」が区議会議長あてに提出され、7月7日に文教委員会に付託されたことなどもあり、本件調査結果については、文教委員会に報告することを本会議において答弁したものである。ただし、本件請願については、理由は不明であるが、9月5日に議長あてに取下げ願いが提出されている。

一方、ペアレント・メンター事業を受託しているねっとワーキングからは、6月16日に 代理人弁護士・社会福祉士の上出 勝氏による「要望書」が区長あてに提出されている。ま た、6月30日に「(一社) ねっとワーキングが受託するペアレント・メンター事業につい ての陳情」が区議会議長あてに提出されている(本陳情は区議会事務局において受理された ものの、陳情者が契約当事者となっている契約に関する内容であり、委員会での審査になじ まないことから、委員会に付託しないこととされた)。

本件調査は、以上のような経緯のもとで行われ、調査の結果を報告するものである。

1 調査及び調査の方法等について

(1)調査の担当課

本調査に関しては、調査及び評価の独立性及び客観性を確保するため、ペアレント・メンター事業の主管課であるこども支援センターげんき支援管理課(以下「支援管理課」という。)の協力を得て、具体的な調査及び調査結果の分析・評価については、ガバナンス担当部ガバナンス担当課が行った。

(2)調査の方法

調査は、以下の方法により行われた。

ア 支援管理課から提供を受けたペアレント・メンター事業及び同事業を受託しているねっとワーキングから提出を受けた資料、ねっとワーキング代理人から提出された要望書等関係資料並びにガバナンス担当課が収集した足立区及び足立区以外のペアレント・メンター事業に関する情報及びその他の資料等を分析した。

イ 6月2日、6月9日に、主管課である支援管理課とともにペアレント・メンター 事業を実施している足立区青井の事務所を訪問し、ねっとワーキングから受託事業 等に関する説明及び関係する資料の提供を受けるとともに、出席した理事から事情 を聴いた。また、その後、関係資料等の内容に関する問い合わせ、追加資料の提供 等を受けて分析、評価等を行った。

ウ その他、必要に応じて課題と思われる点等について、支援管理課に照会するとと もに、過去の担当者から経緯等について事情を聴取した。

2 ペアレント・メンター事業の意義及び効果等

(1) ペアレント・メンターとは

ペアレント・メンターとは、自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指し、ペアレント・メンターは、同じような発達障害のある子どもを持つ親に対して、共感的な支援を行い、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりすることができるとされている。また、当事者視点による共感性に基づいたメンターによる支援は、専門機関による支援とは異なる家族の立場でしかできない効果が期待され、厚生労働省においても有効な家族支援システムとして推奨されているとしている(ペアレント・メンターガイドブックー家族による家族支援のために一平成30年度障害者総合福祉推進事業)。

(2) 国や東京都の考え方

国においては、平成28年(2016年)の発達障害者支援法の改正によって、都道 府県及び市町村に対して、「発達障害者の家族その他の関係者が適切な対応をすること ができるようにすること等のため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族その他の関係者に対し、相談、情報の提供及び助言、発達障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援を適切に行うよう努めなければならない(法第13条)」としている。

そして、ペアレント・メンターを「発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人」と位置付け、ペアレント・メンターに必要な研修の実施、ペアレント・メンター活動費の支援及びペアレント・メンターコーディネーターの配置等を補助するペアレント・メンター養成等に関する国庫補助事業を実施している。

また、東京都においても福祉保健局が平成29年度からペアレント・メンターを養成するとともに、ペアレント・メンターコーディネーターを配置し、家族への適切な支援に結び付けることで、家族支援体制の整備を図っているとしている(発達障害者支援ハンドブック2020 東京都福祉保健局)。

(3) ペアレント・メンターの意義

発達障害児(者)の保護者が苦労したこととして感じられることは「家族及び周囲の無理解」であり、助けになったものは「ピアカウンセリング」であったとの声は多く、同じ発達障害児(者)を育てている親による、寄り添う支援が求められているものと思われるとしている(発達障害者支援ハンドブック2020)。

また、ペアレント・メンターはその当事者性から、専門機関による支援にない以下のような特徴を持つとしている。

- ① 同じような発達障害のある子どもを育てる親としての高い共感性と寄り添い
- ② 地域の支援機関とのつながりから得られた信頼できる情報の提供
- ③ メンター自らの子育で体験の語りによる孤立感の緩和とエンパワメント

(ペアレント・メンターガイドブック)

実際、ペアレント・メンターの相談や助言を受けた発達障がい児・者の保護者は、ペアレント・メンターとの相談後の感想として、以下のような声を寄せている。

「一度親として経験された方のお話しはすっと入ってくる気がした。お話ししてくださったお二人(メンター)がとても明るくたくましく見えて元気がもらえた」「話しを聞いてもらえて気持ちが少し前向きになれました!また利用させていただきたいです!」「学校、放課後デイサービス、就労の話まで、先輩方のお話しはとても参考になりました!」「話せて楽になりましたし、話しを聞けて発見がありました」「なかなか他では話せないし、同年代の子を持つ親同士で話せて本当にほっとした。もう限界と思っていたので、既に利用している方にここを紹介してもらえてよかったです」「ここに来て話した後は、こどもにやさしくなれます」(「ペアレント・メンターあだちネットワーク 令和4年度:7年目の活動 一般社団法人ねっとワーキング」)

このように同じような発達障がいのある子どもを育てた経験があるペアレント・メンターによる相談や助言は、発達障がい児・者の保護者が有する不安や心理的な負担の緩和等に高い効果があることが伺われるものである。

(4) ペアレント・メンター事業の枠組み

同じ発達障がい児を育てている親による寄り添う支援の意義を持つペアレント・メンター事業の枠組みとして、厚生労働省は、国庫補助事業の内容として、ペアレント・メンターの養成、認定・登録後のサポート、ペアレント・メンターコーディネーターの調整等の下での派遣希望の情報集約とマッチングコーディネート、メンターの発達障がい児を養育する親への派遣、経験者としての相談対応、助言などの具体的な支援及び活動後のメンターのフォロー等を示している。

また、メンターによる具体的な支援方法として、診断後の家族フォロー(相談)、家族向けグループ相談会、家族の茶話会等や研修会の講師、サポートブック講座等を示している。

3 足立区におけるペアレント・メンター事業の立ち上げについて

(1) ペアレント・メンター事業の立ち上げから今日までの経過 ねっとワーキングから提供された資料によると、足立区におけるペアレント・メンター事業の立ち上げから現在までの主な経過は、以下のとおりである。

年 月	概 要					
2014 (平成 26) 年 6 月	長谷川たかこ区議の呼びかけで鳥取大学井上雅彦教授とペア					
	レント・メンター候補2名が顔合わせ。					
10 月	福祉部長へペアレント・メンター事業の意義及び足立区での事					
	業化を提案。発達障がいのある子とその親の支援の必要性と2					
	つの案の事業フレームを提案(区内の親の会などの繋がりを軸					
	に親の居場所をメンター事業を柱に構築し、情報の収集・発信、					
	同じ思いの親の交流をすることを目的とした内容)。					
2015 (平成 27) 年 5 月	事業の窓口となる「足立区障がい福祉センターあしすと」で今					
	後について協議。事業立ち上げまでの段取り、おおまかの予算					
	の見通しを確認する。					
2015 (平成 27) 年 8 月	「あしすと」で、所長、ペアレント・メンター候補者、鳥取大					
	学井上教授等が出席した会議(ペアレント・メンターキックオ					
	フミーティング)が開催され、①障がいのある子の親であるメ					
	ンターを無理なくゆっくりじっくり育てていく方向性を確認					
	し、②委託事業で行いたいので法人設立をとの依頼があった。					
2015 (平成 27) 年 10 月	ねっとワーキング法人設立総会開催					
2015 (平成 27) 年 11 月	「ペアレント・メンター養成講座」13名受講修了。					
2016 (平成 28) 年 2 月	一般社団法人ねっとワーキング登記					
2016 (平成 28) 年 4 月	西綾瀬ボランティアセンターにて、ペアレント・メンター事業					
	開始					
2017 (平成 29) 年 1 月	事務所が北千住の芸術センター8階に移転					
2018 (平成 30) 年 4 月	青井に事務所移転					
7月	区長と区政を語り合う会に参加					
2019 (平成 31) 年 4 月	担当課が「あしすと」からこども支援センター「げんき」に移					
	管					
2021 (令和3) 年1月	2021 (令和3) 年度のプロポーザルで、受託事業者に選定され					
	る。					
2022 (令和 4) 年 1 月	受託1年目の事業運営について評価委員会で評価					
2023 (令和5) 年1月	受託2年目の事業運営について評価委員会で評価					

なお、当時のあしすと所長(以下「元所長」という。)に確認したところ、在任期間に行われたペアレント・メンター事業の立ち上げから青井の事務所に移転するまでの期間の経緯は、上記の内容で概ね間違いがないとのことであった。

ペアレント・メンター事業は、平成26年10月のペアレント・メンター候補(当時)

から福祉部長への事業フレームの提案後、わずか1年半程度の短期間で平成28年4月 の事業開始に至っている。

これは、区内で発達障がい児の親が立ち上げた親の会等の活動のなかで必要性を感じていた親たちがペアレント・メンターの普及のため足立区を訪問した鳥取大学の井上教授の話しを聞き、ペアレント・メンター候補(当時)らがペアレント・メンター事業に関する具体的なフレームを提案したことなどが要因となっていると思われる。

区側でペアレント・メンター事業のフレームを検討し、委託方式で事業を行うことになった結果として、委託先となる受け皿として、関係者に法人の設立を求めたものと思われる。

これらの経緯によりねっとワーキングが設立されるとともに、「足立区障がい福祉センターあしすと」において「ペアレント・メンター養成講座」を実施し、13名がペアレント・メンターの資格を得て、平成28年4月から区市町村による先進的な事業として足立区のペアレント・メンター事業が開始された。

元所長によると、事業を行う事務所については、当初、民間の施設を借りることを考えたが、予算額を確保することができず、初年度の平成28年度は、区有施設の西綾瀬ボランティアセンターの一角を使って事業を行った。しかし、電話相談等の通話内容の秘密が確保されないことなどから、翌29年度の年度途中から東京芸術センター内の共用フロア(曜日ごとに指定の事業者が使用する形態)に移転したという。

しかし、共用フロアも使い勝手が悪いことから、平成30年度から家賃補助が予算化され、青井の事務所に移転し、それ以降は、今日まで青井の事務所を本拠としてペアレント・メンター事業が実施されている。

また、ペアレント・メンター事業については、前記事業実施の経緯から平成28(2016) 年度から令和2年度までねっとワーキングが特命随意契約で受託した。

ペアレント・メンター事業はスタートしたものの、先進的な事業であったこともあって、当時、相談件数が少ないという問題があったという。待っているだけでは相談は来ないと考え、元所長はねっとワーキングの代表理事と一緒に校長会に出席してペアレント・メンター事業の紹介を行ったという。また、ねっとワーキング側も代表理事が先頭に立ってキャラバン隊と銘打って相談増加のための周知活動を行ったという。

その後、平成30年度の区政を語り合う会(ペアレント・メンターと語り合う)での 意見交換等を経てペアレント・メンター事業の担当課が「障がい福祉センターあしすと」 から「こども支援センターげんき」(支援管理課)に移管された。

また、令和3年(2021)年度から受託事業者がプロポーザル方式で選定されることになり、プロポーザルの結果、令和3年1月に令和3年度から令和5年度までの3年間の受託事業者として引き続き、ねっとワーキングが受託している。

(2) 受託事業者であるねっとワーキングについて

前記(1)のとおり、ペアレント・メンター事業の受け皿となることをきっかけに平成28年2月に設立登記されたねっとワーキングは、定款等において以下の事業目的を

定めている。

ア 定款が定めるねっとワーキングの設立目的及び実施する事業

ねっとワーキングの目的は、「障がい特性のある子どもを持つ家族や養育者が地域でネットワークを築き、同じく障がい特性のある子どもを持つ家族や養育者または障がい特性のある者を支えるための相談、情報、集いの場、学習機会、余暇活動、子育て及び家事支援の提供と、障がい理解の啓発活動を行い、社会生活の中で足りない基盤を創出して、障がい特性を受け入れながら、自立した生活を楽しむために寄与すること(定款第3条)」としている。

そして、この目的を達成するために、ねっとワーキングは以下の5つの事業を行う こととしている(第4条)。

- ① ペアレント・メンター事業
- ② 子育て支援や家事支援・学習支援などの家庭支援事業
- ③ 障がいの啓発などの講演会や勉強会への講師派遣事業
- ④ 集いの場、及び余暇活動の場を提供するための事業
- ⑤ その他目的を達成するために必要な事業

イ 会員の種類及び社員等

ねっとワーキングは、法人の目的に賛同して入会した個人及び団体を正会員とし、 法人のサービスの提供・利用を主とする個人等を一般会員、法人の事業を賛助するために入会した個人等を賛助会員として会員を募っている。会員の会費は、年間1口 3,000円とし、令和4年度は78,000円(26口分)の会費が収入されている。

このように、ねっとワーキングは、単に区のペアレント・メンター事業を受託するだけでなく、②子育て支援や家事支援・学習支援などの家庭支援事業、③障がいの啓発などの講演会や勉強会への講師派遣事業、④集いの場、及び余暇活動の場を提供するための事業などの自主事業を含めて、発達障がい児・者と家族等を支える全般の事業を実施することを目的としている法人ということができる。

4 足立区のペアレント・メンター事業と実績について

(1) 足立区が委託しているペアレント・メンター事業の内容について

区とねっとワーキングが締結した委託契約の仕様書によると、令和4年度のペアレント・メンター事業運営委託は主に以下の事業からなっている。

ア 事業目的

①主に発達障がいのある子どもの対応に悩んでいる親(養育者含む)の相談支援を行う(相談)②主に発達障がいのある子どもの育児経験を有する親をメンターとして育成する(育成)及び③主に発達障がいのある子どもの親の孤立を防ぐために、発達障がい者への正しい理解を促進する(啓発)の3点を挙げている。

イ 支援対象者

① 主に発達障がい児・者の親(養育者を含む)やその家族

② 主に発達障がい児・者に関わる支援者等

ウ業務内容

委託者が指定する場所で毎週(火)(木)(金)の10時から17時を事業実施日と する。

① 個別相談、電話相談、リモート相談

個別相談は予約制とし、支援対象者の都合に合わせて相談日を設定する。ただし、 予約なしの支援対象者に対しても、できるだけ対応できるよう体制整備を図る。 原則、支援対象者に対して2人のメンターで対応する(個別相談、オンライン相 談)。

相談内容を記録し、毎月相談状況報告書を提出する。なお、相談者がいない場合は③から⑧の業務を選択して行う。

- ② グループ相談(交流会や茶話会) 支援対象者のニーズや状況に合わせて毎月1回実施する。
- ③ ペアレント・メンター養成研修

発達障がいのある子どもの親(養育者を含む)であり、基本的には親の会に所属している者をペアレント・メンターとして養成する。年1回実施する(養成研修を行わない場合は、支援対象者向けに研修会等を行う)。

- ④ ペアレント・メンターフォロー研修 年1回以上実施する。その他、メンター会議を3カ月に1回程度、コーディネー ター会議を毎月1回程度実施し、情報の共有化を図る。
- ⑤ 啓発活動 ペアレント・メンター活動の啓発に関する業務を行う。
- ⑥ リソースブック・ファイル作成 実施者に有効な情報を収集し、必要に応じて適宜、情報を提供する。
- ⑦ 地域の家族支援のニーズ・リソース調査 支援対象者のニーズの把握及びライフステージごとの家族支援リソースの調査 を随時行う。
- ⑧ 地域の家族支援のニーズに対応する試行的取組み ⑦で把握したニーズに対応する取組みを委託者と受託者との協議により試行的 に実施する。試行的取組みにかかる費用は本契約の委託料に含むものとする。
- ⑨ コーディネーターの業務コーディネーターは、以下の業務をおこなう。
 - ・ 安定した業務遂行のため、関係諸機関及び他機関との外部交渉、調整等の業務
 - 新規企画及び運営準備、実施
 - ・ ペアレント・メンターの調整、日常的なペアレント・メンターのフォロー

エ 事業運営委員会の開催

・ 発達障がい児・者の家族支援に関する専門家、委託者及び受託者で構成される事業運営委員会を前期・後期併せて年2回開催する。

・ 議題については、その都度委託者及び受託者で協議し決定する。

才 業務実施条件

- ① 履行場所 こども支援センターげんき支援管理課指定場所(足立区青井 3-7-17-2F)
- ② 履行時間 毎週(火)(木)(金)の10時から17時 ただし、休日は閉所とする。 その他、事業によっては委託者及び受託者の協議のうえ決定する。

(2) 委託事業の内容の評価について

委託事業の内容は、①相談支援、②ペアレント・メンターの育成、③発達障がい者への正しい理解を促進する(啓発)の3点を目的として、前記の厚生労働省が発達障害児及び家族等支援事業として示している内容と概ね一致しており、適切な内容となっていると考えられる。また、委託事業のなかに⑧地域の家族支援のニーズに対応する試行的取組が設けられ、委託事業の運営のなかでよりニーズに合った家族等支援事業を行おうとする意図も感じられるものである。

(3) 受託事業の実績とその評価について

令和4年度の実績を中心に、それ以前の実績も踏まえて事業実績を概観する。 ねっとワーキングから区が報告を受けた主な事業実績は、「表1ペアレント・メンター事業の実績の推移」の通りである。

ア ペアレント・メンターの登録者数について

ペアレント・メンター(以下「メンター」という。)の令和4年度の登録者数は、38名、ペアレント・メンターコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)は4名で、メンターと兼務している。メンターの登録者数は、事業が開始された平成28年度は13名であったが、7年間に養成研修の効果もあって38名まで増加している。令和4年度の評価委員会では、新たにメンターが増えたことを高く評価する意見が出されている。

イ 相談実績について

令和4年度の相談事業の実績は、個別相談42回、グループ相談21回、電話相談28回、フリータイムディとして実施したグループ相談10回の合計101回実施し、従事したメンターの人数は162人、受益者(相談者)延べ人数は162人となっている。個別相談について2人のメンターが対応するのは、相談者の多岐にわたる相談や質問により適切に答え、必要な情報を提供できる効果、また、メンターの精神的な負担感の緩和等についても考慮しているものと思われる。

また、相談者延べ人数162人のうち、新規相談者は39人、リピーターは123人であり、リピーター率は76%となっている。一方、リピーターのなかにヘビーユーザー(年間7回以上利用される方を分類)とされる方も6~7名いるとのことで、主に登校渋りなどの状況があるお子さんの保護者の方が多いとのことである。

支援管理課によると、一般に、発達に障がいがあるお子さんの子育ては1回の相談 で終了することはないため、リピーター率が高いのはそれだけ法人への相談ニーズが 高いことを示していると見ることができるとのことである。 なお、フリータイムディとは、テーマを決めずに参加いただくグループ相談(登校 渋りや学校の先生との関係など様々なことがテーマに上るという。)で、仕様書で定 めている地域の家族支援のニーズに対応する試行的取組として令和4年度から実施 されているものである。

相談実施回数は、事業開始時の平成28年度の39回に対して、令和元年度67回、令和4年度101回と増加している。受益者(相談者)延べ人数も相談回数の増加とともに、令和元年度102人、令和4年度162人と増加し、ペアレント・メンター事業に関する区民等の認知も一定程度進んでいると見ることができる。

なお、相談回数と受益者(延べ相談者)数の水準等に関しては、後記の「7 相談 事業の実績等に関する評価と課題について」で改めて検討する。

ウ 研修実績について

委託契約では、ペアレント・メンター養成研修を年1回実施することになっている (養成研修を行わない場合は、支援対象者向けに研修会等を行うことになっている)。 令和4年度は、ペアレント・メンター養成研修の実施により12名(新規養成は 10名)のメンターを養成するとともに、公開講座「発達障がいの基礎知識・家族へ の支援」「親による親支援・地域での活動」などの実施を含め、研修実施回数は5回、 受益者(受講者)延べ人数は42名となっている。

なお、令和3年度以前もメンターをサポートするペアレント・メンターフォローアップ研修、養成研修及び支援対象者向けの発達障がいセミナーなどの研修会を実施している。

エ 啓発活動実績について

ペアレント・メンター事業は、メンターによる相談が必要な区民に周知されるとともに、保育や教育等の現場で発達障がい児に関わる職員に、発達障がい児の障がい特性や接し方、保護者等への対応方法等の理解を促す啓発活動が求められている。令和4年度は、特別支援教育研修、区内保育園での保育士向け研修でペアレント・メンター自身がコメンテーターや講師となることを含めて8回の啓発活動を実施している。8回の啓発活動に従事したメンターは33人であるが、啓発活動の受益者(参加者)延べ人数は318名となっている。令和元年度(439人)から令和2年度(229人)、令和3年度(167人)と減少した後で増加に転じている。新型コロナ感染症の影響を受けたものと考えられる。なお、令和4年度に受益者(参加者)延べ人数が大幅に増加したのは、新たな啓発活動の取組として、NPOフェスティバルに出展し、成育歴記録用紙「いいとこ綴り」とクリアファイルを180世帯の子連れの方に手渡した実績が主な要因である。

オ アウトリーチ実施実績について

アウトリーチとは、青井の施設だけではなく、外の区の施設などで子ども関係の業務に従事する職員向けの事業周知や未就園児の自主サークル等で保護者との意見交換などを行うもので、令和4年度は、放課後デイサービス職員向け研修を1回実施し、従事したメンターは2人、受益者延べ人数は10人であった。

カ 会議等実施回数について

委託契約ではコーディネーターに対して、業務を安定して遂行するために、関係諸機関との交渉、新規企画や運営準備、ペアレント・メンターの調整やフォローを求めている。令和4年度は、ペアレント・メンターの運営会議(2回)、ペアレント・メンターコーディネーター定例会(9回)、その他の会議等(15回)で計26回の会議等を実施し、ペアレント・メンターの稼働延べ人数は84名となっている。

キ 受託事業の全体状況について

前記のアからカの事業実績を改めて全体的に評価すると、以下の内容になる。 相談事業については、相談実施回数が、事業が開始された平成28年度の39回から、令和元年度67回(受益者(相談者)延べ人数102人)を経て、令和4年度101回(同延べ人数162人)まで増加している。

研修事業については、平成28年度の6回(受益者(受講者)延べ人数)3人)、令和元年度の2回(同延べ人数12人)から、令和4年度5回(同延べ人数42人)となっている。

啓発事業については、平成28年度の7回(受益者(受講者)延べ人数)39人)、令和元年度の8回(同延べ人数439人)から、令和4年度8回(同延べ人数318人)となっている。

令和4年度の受託事業全体の実施回数は、合計して141回、ペアレント・メンターの稼働延べ人数の合計は334人、相談や研修等を受けた受益者の延べ人数合計は532人となっている。令和元年度(事業全体の実施回数合計82回、ペアレント・メンターの稼働延べ人数合計203人、相談や研修等を受けた受益者延べ人数合計567人)と比較して、実施回数は大きく増加し、受益者延べ人数も回復している。このように、令和4年度の実績は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って、相談、啓発事業の実施回数が減少した令和2年度から3年度の影響からも回復し、かなりの実績を上げたと評価するのが妥当と考える。

ク 運営の工夫

これらの実績増の要因の例として、相談事業のグループ相談を挙げることができる。 グループ相談の実績を見ると、令和3年度は9日間、令和4年度は11日間、通常の 平日の開業日(火、木、金曜日)ではなく、土曜日又は日曜日に相談を実施している。

これは、働いている区民のニーズを考慮して、平日ではなく、働いている区民が集まりやすい土曜日又は日曜日にグループ相談を設定していることであり、このような取り組みは、受託者の柔軟で目的志向の業務運営と評価することができる。

ケ 評価委員会による評価結果の確認

令和5年1月23日に開催されたペアレント・メンター事業委託事業者評価委員会の評価集計表によると、委員によってばらつきはあるものの、メンターの質の向上、委託料の適正執行、事業実施の体制及び手順、個人情報保護対策、危機管理体制、技術力、新たな取り組み及び今後の改善策については、平均点が4点となっており、一定の評価がなされていると考えられる。

5 ペアレント・メンター事業に要する経費等の概要について

(1) 収入及び支出の状況について

令和4年度収支報告書(表2)の内容は、以下のとおりとなっている。

ア収入の状況

令和4年度の経常収益計約583万円のうち、区からのペアレント・メンター事業の委託料が560万円と経常収益の96%を占めている。

一方で、受取会費(定款第9条及び規則で法人の正会員及び賛助会員は3千円の年会費を1口以上納入することが定められている)が26口分で7万8千円(1.3%)、研修講師料が7万9400円(1.4%)、助成金が7万7千円(1.3%)などの自主事業等に伴う収入も計上している。

イ 支出の状況等

令和4年度においては、経常費用約591万円のうち、人件費(事務局長、事務局員、メンターなどの給与)が約164万円(27.7%)、役員報酬及び法定福利費が約147万円(24.8%)、次いで青井の事務所の地代家賃が約122万円(20.6%)で、その他の事業的経費では広告宣伝費が約27万円(4.6%)、通信費が約23万円(4.0%)などとなっている。

地代家賃約122万円を支出している青井の事務所は、建物の2階と3階を借りているものだが、相談を行う和室は座卓と座布団が置かれた静かで温かみのある環境となっている。相談者にとっては、個人情報の漏えい等を心配することなく、寛いで、安心して相談ができる効果があるものと考えられる。また、2階の部屋は、発達障がいの子どもの養育に疲れた親が訪れ、休息・回復するレスパイトスペースとしても使用されることがあるという。

経費を分類すると、人件費・役員報酬等が全経費の52.5%を占め、家賃を含めると管理的経費が73%に上る。しかし、ペアレント・メンター事業はもともと、ペアレント・メンターの養成、コーディネーターのマッチング、メンターによる相談対応、研修及び啓発などを行うソフト事業となっている。

文教委員会では、人件費や家賃等の管理費が事業費の大半を占めていることなどについての質疑もあったが、このようなペアレント・メンター事業の特徴から、人件費や家賃等の固定経費が事業費の中心となることはやむを得ないことと考えられる。

ウ 収支差額その他について

令和4年度の収支差額は、△7万6千円となっており、当該赤字額と法人税等3万円の納付額はこれまでの繰越金の合計である前期繰越正味財産額から充当され、当期正味財産合計額は155万円余りとなっている。155万円余りの当期正味財産合計額については、各年度の事業上の収支差額だけではなく、自主事業収入や過去の数十万円の寄付金額も含まれている。

(2) 経費の計上内容について

厚生労働者が国庫補助金の交付に当たって、ペアレント・メンター事業を含む発達障 害児及び家族等支援事業の実施に必要な補助対象経費として示している費目は、次のと おりとなっている。

報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

「表2 令和4年度収支報告書」に計上されている支出費目は、大半が国庫補助対象 経費と重なっており、受託事業費の支出内容に問題はないと考えられる。

なお、役員報酬は、定款(一般社団法人ねっとワーキング役員等報酬規程)で年額 120万円以内の額で支払われることが定められており、令和4年度の119万円は、代表理事及び2名の理事等の計3名に支払われている。

報酬を受けている役員には、コーディネーター等として事務所での相談事業に関する 勤務実績が明らかな者もいる。また、理事の役割として、法人や事業の運営管理ツール の作成や見直し、事業説明や評価委員会のプレゼンテーション資料の作成、他機関との 調整、会議の開催の招集などの必要な業務に当たっているとの説明があった。

確かに、作成されたペアレント・メンター事業の分析結果や改善の提案内容等を見ると、客観的かつ高度な分析結果であり、役員報酬はこれらの役員としての責任を果たす対価として支払われていると評価される面がある。また、コーディネーター等として事務所での勤務実績と支給された報酬額の差がより小さい年度もあり、役員としての管理運営業務を考慮すると、役員等報酬規程で上限額が決められている報酬支払額は労働時間数に比例しないことから、実質的に人件費を抑制する効果があると見ることもできる。

6 区の委託費の自主事業等における流用の疑いの指摘について

前記3(2)のようにねっとワーキングは、法人の設立目的として、ペアレント・メンター事業以外に、②子育て支援や家事支援・学習支援などの家庭支援事業、④集いの場、及び余暇活動の場を提供するための事業などの自主事業を行うこととしている。

ねっとワーキングのFacebook等にアップされた会食に関する写真、記事等においても、小学生くらいの子どもと大人が混ざって炊飯器でご飯を炊いて、簡単な付け合わせで会食する様子に関して、「念願の『家事ラボ』へ小さな一歩!「発達障がい特性などの苦手や困り感のある「家事」を解決する試み、始めています。今日は台所しごと」など、自主事業である家事支援・学習支援の一環として行われたことを伺わせる記載もある。

青井の事務所での飲食を交えた過去の会食や集会等に関して、区の委託費の自主事業等への流用があったのではないかとの指摘について、役員に事情を聴いた。

当該役員によると、SNS上の会食等の写真は、ペアレント・メンターの定例会後の懇 親会や会合などで、関係者がおかず等を1品ずつ持ち寄って会食をしたもので、委託費を 流用したものなどではないとのことであった。

確かに、SNS上の会食等の写真、記事等にも、「長男に協力してもらったお菓子たち」「月1回、就労中の仲間が集う会のクリスマス会。親子で参加も多く、差し入れもたくさん」などの記載があり、家庭から持ち込んだ唐揚げや枝豆の写真など、参加者が持ち寄っ

て会食していたことを示唆するものも少なくない。

また、ねっとワーキングは、区のペアレント・メンター事業の受託収入以外に、毎年度、 前述の会員の会費、研修講師としての収入や助成金等の自前の収入があることもあり、自 主事業等の実施において、区のペアレント・メンター事業収入の流用があったのではない かとの疑いについて、事実を確認することはできなかった。

開所日以外に自主事業で事務所を使用することについて、区の顧問弁護士からは、賃借 人であるねっとワーキングと家主との賃貸借契約に関することであり、区の委託契約内容 を履行している限り問題になるものではないとの旨の見解を受けている。

なお、役員によると、令和5年6月からは自主事業の参加者から光熱水費相当の参加費 を徴収しているとのことである。

いずれにしても、今後は、受託事業の運営に関して、疑念を持たれることがないように受託事業と自主事業とを明確に区別するなど、より適切な業務運営を望むものである。

7 相談事業の実績等に関する評価と課題について

ペアレント・メンター事業においては、特に相談事業について、実施回数、受益者(相談者)延べ人数が少ない、増えないなどの意見や批判がされることが少なくない。足立区のペアレント・メンター事業の相談事業の実績、水準について、改めて検討する。

(1) 相談への対応能力と稼働の状況

相談事業を実施できる総量について、令和4年度でみると、開所時間は午前中2時間、午後4時間の1日6時間、開所日数は、1週間に3日間なので年間に換算すると155日になる。これを時間数に換算すると、1年間に930時間(6時間×155日)開所していることになる。

ねっとワーキングからの実績報告では、1回当たりの平均作業時間は、個別相談が約3時間、グループ相談が約5時間、電話相談が約40分、フリータイムディ(グループ相談:令和4年度から実施)が約4時間となっている(令和4年度ペアレント・メンター事業報告(令和4年12月末までの実績)参照)。

令和4年度の実績である個別相談件数42回、グループ相談件数21回、電話相談件数28回、フリータイムディ10回にそれぞれの平均作業時間を乗ずると合計290時間を使用したことになる。開所時間数に対する稼働率は31.2% (290/930)になる。

相談以外に研修事業、啓発事業も実施する必要があり、その他にも会議等も行う必要があるため、相談事業で使用できる時間数に限界はあるとしても、開所時間の31%程度の稼働率という状況は、稼働率としては低く、相談数としても少ないのではないかとの課題意識も生じる。

(2) 相談増加への取組状況

相談者の増加については、前記(1)のフリータイムディの実施のように受託事業者のねっとワーキングにおいても、取り組みを行ってきている。

また、ねっとワーキングの分析資料によると、令和4年度は、前年度に比較して新規

利用者数が1.6倍に増加しているとのことである。初回利用者に対する利用のきっかけに関するアンケートでは、「SNS(ペアレント・メンターあだちのホームページの検索やLINE)」によるものが13%、「チラシ(学校からの配布を含む)」によるものが14%、「あだち広報」によるものが8%、「知人(ペアレント・メンターの利用経験者)などからの紹介」によるものが16%、「関係機関(こども支援センターげんきや子育て支援機関)からの紹介によるものが14%、「メンターの紹介」によるものが19%などとなっている。この結果を分類、分析すると、以下のことが考えられる。

- ① 「知人(ペアレント・メンターの利用経験者)などからの紹介」「メンターの紹介」及び「関係機関(こども支援センターげんきや子育て支援機関)からの紹介」によるものが合計49%と、発達障がい児・者の子育てに悩んでいる親が関係者や専門機関に相談したところ、情報提供又は紹介されたケースが約半数である。
- ② 一方、区や学校等からの一般的な情報提供と考えられる「チラシ(学校からの配布を含む)」によるもの及び「あだち広報」によるものが合計22%となっており、こちらは子育てに不安を感じていた親等が、区の情報提供を偶然目にして、相談に結び付いたものと考えられる。
- ③ また、「SNS(ペアレント・メンターあだちのホームページの検索やLINE)」によるものが13%で、これは発達障がい児・者の子育てに悩んでいる親が、自ら検索してペアレント・メンターあだちのホームページ等にたどり着いて、相談したものと思われる。

これらの分類をねっとワーキング側の取り組みと、区による取組みに分けて検討する。 ア 相談しやすいホームページの機能、魅力的なコンテンツの掲載

ねっとワーキングは、SNS(ペアレント・メンターあだちのホームページの検索やLINE)」による情報提供を重視して取り組んでいる。ペアレント・メンターあだちのホームページは、常に活動情報等を更新し、グループ相談(ぴあサロン)の開催日時なども紹介している。

特にユニークな取組は、相談に応じるそれぞれのメンターについて、メンターの属性 (職業など)とともに、メンターのこどもの障がい特性や現状などを紹介していることである。発達障がいの子育てに不安を感じる親は、ホームページ上でメンターやメンターの子どもの属性を知ることで、「何だ、私ひとりじゃないんだ」と安心して相談の申込みができる。利用者は、事前に個別相談(ぴあトーク)で相談したい内容をあらかじめメールで送信できるようになっており、メールを受けたコーディネーターは、相談内容に応じて、38名のペアレント・メンターから最も適した2人のメンターを選定して当該相談に対応するなど、相談者目線で機能的なホームページとなっている。

一方、都道府県又は都道府県が指定した発達障害者支援センター(又は運営を受託している法人)のペアレント・メンターによる相談、派遣事業に関するホームページは、多くが事務的な内容で、必ずしも相談者の不安を積極的に解消するものにはなっていないと感じられる。

また、ペアレント・メンターあだちのホームページでは、ねっとワーキングが作成した発達障がいの子どもに関する子育で動画を視聴することができるようになっている。現在アップされている4件の子育で動画では、発達障がい児・者を養育する親が直面する様々な場面での対応について、既に様々な障がいを持ったこどもを育ててきた37名のメンターの意見やアンケート結果等の情報を伝えている。情報の伝え方も、相談者の目線に立ったもので、押し付けがましいところがなく、子育で動画を見るだけで、悩みの解決に資する質の高い動画になっている。また、子育で動画のなかでも、常に個別相談(ぴあトーク)、グループ相談(ぴあサロン)を紹介し、相談に結び付くように促している。

ねっとワーキングが作成しているペアレント・メンターあだちのホームページは、7年間の受託期間に蓄積されたペアレント・メンター事業のノウハウ、また多数のメンターの経験等を活用した極めて質の高いコンテンツと評価することができる。

これらの取組については、令和4年度の評価委員会においても評価委員から「ホームページに工夫がみられる。体験談や動画なども取り入れて精力的に情報発信をしている。」との評価意見が出されている。

イ 相談事業の改善の取組と相談の質の向上

また、ねっとワーキングは、例年、ペアレント・メンター事業の評価を行い、課題の抽出と翌年度における改善の取組を行っているとのことである。前記のホームページコンテンツの充実、利用者のニーズに応えるためのフリータイムディの設定、託児体制の整備などの取組などが改善の成果と報告している。

それ以外にも、メンターに対する専門家による研修、区の新たな発達障がい者施策に関する情報提供や同じ発達障がいの子どもを持つペアレント・メンター自身のケアなどを含めて、相談の質の向上に取り組んでいるとのことである。

この点に関しては、令和4年度の評価委員会においても評価委員から「新しい分野、 ニーズへの開拓は意義がある。」「メンターに対するコーディネーターや専門家による フォロー体制の充実や研修等で相談技術の向上を目指している」などの評価意見が出 されている。

ウ 区や関係機関からの紹介及び情報提供

関係機関(こども支援センターげんきや子育て支援機関)からの紹介による相談が 14%となっているが、支援管理課によると、これまで相談者を増やす取組として以 下のことを行ってきたという。

- げんき相談員との連携(情報共有することで互いに連携)
- ・ 保育士や教員など発達に携わる方々へメンターを講師とした研修の開催
- ・ 学童保育職員や事業所職員への事業説明
- ・ 学校長や保健部会など学校関係者への事業周知の機会を設ける
- ・ 出張サロンとしてアウトリーチの強化

これらの取組は、それぞれに一定の効果があると考えるが、多くが発達障がい児・ 者に関わる職員等に対する情報提供であり、相談を必要とする親に直接ペアレント・ メンターに関する情報を提供するものは少ない。

エ ペアレント・メンター事業の周知の必要性

令和4年度の評価委員会においても評価委員から、「地域資源(幼保小、地域、福祉、保健)との連携を図っていくことが必要」「電話相談等だけでなく相談しやすいツールなどを活用し、ターゲットに届く周知を考える」「広報活動や運営方法など不十分なものがあるので、区や専門機関によるアドバイスが必要である」などの課題・要望の意見が出されている。これらの意見は、受託事業者に対するものではあるが、区が関与、支援しなければ実現できないものもある。

例えば、こども支援センターげんきや障がい福祉センターあしすとのホームページを見ても、そこでは直ぐにペアレント・メンターによる相談事業や相談先の情報を得ることはできないという状況がある。

(3) 相談件数の特徴、他団体等との比較及び課題

他方、ペアレント・メンターの相談件数については、足立区以外の自治体においても少ないという状況があるようである。「ペアレント・メンター養成と活動支援ガイドラインの作成に関する調査 報告書(平成31年3月 特定非営利法人日本ペアレント・メンター研究会)」によると、47都道府県及び20政令指定市を対象としたアンケート調査で明らかになったメンター活動に関する課題の一つとして、「メンター活動を行える場の確保」が指摘され、「活動内容が限定的になってしまう(講義形式は多いが、相談活動は少ない)」「養成講座を受講したが、活動の機会がないメンターがいる」「相談件数が少ない」などの声が上がっている。

少し古い資料ではあるが、2012(平成24)年度前後と思われる1年間に愛知県が実施したペアレント・メンターの相談事業の実績は、個別相談24件、グループ相談43件、電話相談41件、メール相談等3件の合計111件であったとの報告がある(親と地域でつながる支援 ペアレント・メンター活動ハンドブック)。

一方、表3「特別区における主なペアレント・メンターによる相談事業の実施状況(令和3年度実績)について」を見ると、足立区とほぼ同じ事業体系をとっていると思われる中野区の令和3年度の年間相談件数は、個別相談31件、集団相談6件の合計37件(相談延べ人数131人)となっている。

足立区の実績は、個別相談34件、集団相談(グループ相談)29件、電話相談24件の合計87件(相談延べ人数143人)であり、令和3年度の相談件数自体は足立区の方が多い。

しかし、妥当であるかどうかは別として、仮に年少人口比(足立区の年少人口(0歳から14歳)は中野区の約2.6倍)で修正を加えると、中野区の相談実績(計算上は96件になる)の方が足立区の相談実績より多くなる。

一方、中野区の延べ相談人数が131人と多いのは、1回当たりの集団相談の人数が約17人(延べ相談者数100人を相談件数6件で除した人数)、と足立区の約3人(延べ相談者数85人を相談件数29件で除した人数)よりもかなり多いことが背景にあると考えられる。集団相談といってもその形態はかなり異なるように思われる。

過去のデータや単年度だけの実績で評価することは適切ではなく、また、相談の実態も比較・分析する必要があるが、実際の稼働率の観点を踏まえると、足立区は相談件数の増加に向けて改善の余地があると言うことができる。

既に令和4年度は、新たな取組としてフリータイムディ等を実施しているが、今後も引き続き、業務改善の取組を行う必要があると考える。

支援管理課においても、他団体等の情報を収集し、受託事業者と協議のうえ、評価委員の意見にある、幼保小などの地域資源の活用、各地域保健センター及び障がい福祉センターあしすとなどの機関を含めて、相談や支援を必要とする親等にペアレント・メンター制度についての情報が届くような取組を行うことが求められるものと考える。

8 ペアレント・メンターはボランティアで行うべきとの意見について

他の一部の地方公共団体と同様に、ペアレント・メンターはボランティアとして無償で行うべきであるとの意見があるが、このことについて検討する。

ペアレント・メンター(コーディネーターも含む)は、発達障がい児・者を育てる上でのメンターの必要性や重要性を理解し、同じ発達障がいの子どもを育てる親をサポートしたいとの思いから、メンターとして研修を受講し、登録を受けてメンターとして相談等に従事している方々である。

ペアレント・メンターが善意や自発的な意思のもとに相談業務に従事しているとしても、 相談業務には自らの時間を削って対応している現実がある。

そのようななかで、相談業務が有償から無償になれば、パートタイムで働いているメンターは相談業務に応じることが困難になり、相談に対応するためのヘルパーに子どもを預ける費用も自己負担になる(親と地域でつながる支援 ペアレント・メンター活動ハンドブック)。

これらのことから、足立区においてペアレント・メンター事業及び相談事業を無償で行った場合、現在の相談等の水準を維持・向上させることは困難になる可能性が高いと思われる。

9 ペアレント・メンター事業の総合的な評価、課題及び今後の取組について

これまで、足立区のペアレント・メンター事業及び受託事業者のねっとワーキングの取組み等について、その実績、収入、支出等の状況及び事業の特徴等について、過去からの経過及び他団体等との比較の観点も踏まえて調査し、検討してきた。

足立区のペアレント・メンター事業については、個々には改善すべき点はあるとしても、 受託事業者であるねっとワーキング及び各メンター等の工夫と努力を背景に適切に運営 されてきたと評価できる。

令和4年度の評価委員の評価においても、評点にばらつきはあるものの、平均点は38点(50点満点中)で、委員全員が委託継続を可としている。

他方、今後は、他団体等の情報も収集し、より相談件数の増加を進める取り組みが必要と考える。

7年間のペアレント・メンター事業の実施によってペアレント・メンターの人数は、事業を開始した平成28年度の3倍近い38名に増加し、ペアレント・メンター事業及び多くのペアレント・メンターは、足立区にとって貴重なソーシャルキャピタル(社会資源)に位置付けられるものである。

令和4年度の評価において、比較的厳しい結果(5点満点中平均点3点)となった「学校や地域との連携(学校機関や地域関係機関との連携がとれているか)」「業務の分析(実施事業の振り返りをその都度行い、事業改善に努めているか)」等については、相談件数の増加策等を含めて、令和5年度において支援管理課と受託事業者のねっとワーキングが協議、連携して、改善がなされることを期待するものである。

参考資料

- 1 ペアレント・メンターガイドブック -家族による家族支援のために-(平成30年度障害者総合福祉推進事業 ペアレント・メンターガイドブック作成委員会)
- 2 ペアレント・メンター養成と活動支援ガイドラインの作成に関する調査 報告書 (平成31年3月 特定非営利法人日本ペアレント・メンター研究会)
- 3 発達障害者支援ハンドブック2020 (東京都福祉保健局)
- 4 親と地域でつながる支援 ペアレント・メンター活動ハンドブック (著者 井上雅彦他 2014年1月 学究社)
- 5 ペアレント・メンターあだちネットワーク 令和4年度:7年目の活動 (一般社団法人ねっとワーキング)

表 1 ペアレント・メンター事業の実績の推移

	R 4	R 3	R 2	R 1	H30	H29	H28
ペアレント・メンター登録者数	3 8	2 9	2 9	2 0	2 1	2 4	1 3
ペアレント・メンターコーディネーター数(兼務)	4	4	4	4	4	_	_
相談実施回数計	1 0 1	8 7	9 9	6 7	6 9	7 6	3 9
個別相談	4 2	3 4	4 8	3 2	4 3	3 3	2 7
グループ相談	2 1	2 9	1 8	1 1	1 4	1 2	2
電話相談	2 8	2 4	3 3	2 4	1 2	3 1	1 0
フリータイムディ(グループ相談)	1 0	_	_	_	_	_	_
ペアレント・メンター稼働延べ人数計	162	1 2 9	165	1 1 1	1 4 3	1 3 3	7 0
受益者(相談者)延べ人数計	162	1 4 3	1 2 8	102	_	_	l
研修実施回数計	5	5	2	2	2	2	6
ペアレント・メンター養成研修	1	0	0	1	0	0	1
発達障がい講座・セミナー等	1	2	1	1	0	0	1
ペアレント・メンターフォローアップ研修	О	1	1	0	1	1	2
その他	3	2	0	0	1	1	2
ペアレント・メンター稼働延べ人数計	5 3	6 0	3 1	2 6	2 8	3 1	5 3
受益者(受講者)延べ人数計	4 2	8	2 7	1 2	1 1	1 3	3
啓発活動実施回数計	8	6	7	8	3	5	7
特別支援教育研修	1	1	3	1	2	2	6
保育士向け研修	2	1	0	2	1	2	0
その他	5	4	4	5	О	1	1
ペアレント・メンター稼働延べ人数計	3 3	2 2	2 9	4 6	1 2	3 0	3 4
受益者(参加者)延べ人数計	3 1 8	1 6 7	2 2 9	4 3 9	_	_	3 9
アウトリーチ実施回数計	1	4	7	5	1	_	-
ペアレント・メンター稼働延べ人数計	2	1 5	2 6	2 0	1	_	1
受益者(受講者)延べ人数計	1 0	6	1 6	1 4	_	_	_
会議等実施回数計	2 6	1 9	1 7	0	1 0	1	3
ペアレント・メンター運営会議	2	2	2	0	1	0	0
ペアレント・メンターコーディネーター定例会	9	1 2	1 2	0	0	0	0
その他	1 5	5	3	0	9	1	3
ペアレント・メンター稼働延べ人数計	8 4	1 2 0	1 2 2	0	3 8	7	7
受益者延べ人数計	_	_	_	_	_	_	_
受託事業実施回数合計	1 4 1	1 2 1	1 3 2	8 2	8 5	8 4	5 5
ペアレント・メンター稼働延べ人数合計	3 3 4	3 4 6	3 7 3	2 0 3	2 2 2	201	1 6 4
受益者延べ人数合計	5 3 2	3 2 4	400	567	_	_	_

注1 -は、事業を実施していない、報告されていない又は計上する必要がないものである。

注2 研修の受益者(受講者)延べ人数計には、ペアレント・メンター養成研修及びペアレント・メンターフォローアップ研修の受講者数は含まれていない。

長2 令和4年度収支報告書		(位:円)
科目	実 績	構成比
[経常収益	70.000	1 00/
1受取会費	78, 000	1. 3%
正会員	78, 000	1. 3%
賛助会員	5 550 100	0.0%
2事業収益	5, 756, 400	98. 7%
ペアレントメンター事業	5, 600, 000	96.0%
保健センター相談事業		0.0%
研修講師	79, 400	1.4%
雑収入		0.0%
助成金	77, 000	1.3%
原稿料		0.0%
3その他収益	5	0.0%
寄付	_	0.0%
借入金		0.0%
前年度繰越金		0.0%
受取利息	5	0.0%
了一个女孩们心里的一个女孩们的一个女孩们的一个女孩们的一个女孩们的一个女孩们的一个女孩们的一个女孩们的一个女孩们的一个女孩子,我们就是一个女孩子,我们就是一个女	5, 834, 405	
	5, 854, 405	100.0/0
I 経常費用 1事業費		
(1)人件費	040 550	1.4 00/
給与(事務局長)	842, 550	14. 3%
給与(事務局員)	567, 110	9.6%
給与(メンター)	159, 000	2. 7%
給与(啓発つたえ隊)	16, 000	0.3%
給与(事務局補助)	51, 385	0.9%
人件費計	1, 636, 045	27.7%
(2) その他経費		
業務委託費	221, 600	3.7%
通信費	233, 894	4.0%
会議費	8, 377	0.1%
研修費	171, 700	2.9%
消耗品費	38, 715	0. 7%
広告宣伝費	271, 700	4. 6%
旅費交通費	103, 334	1. 7%
会場費	0	0.0%
地代家賃	1, 215, 500	20.6%
水道光熱費		
2 _ 11 2 1	104, 765	
維費 	7, 100	
支払手数料	185, 075	
顧問料		0.0%
損害保険料	59, 980	1.0%
租税公課	600	0.0%
新聞図書費	2,000	0.0%
厚生福利費	28, 000	0.5%
イベント費	153, 558	2.6%
その他経費計	2, 805, 898	47.5%
2 管理費		
役員報酬	1, 190, 000	20.1%
法定福利費	278, 295	4. 7%
管理費計	1, 468, 295	24. 8%
E常費用計	5, 910, 238	100.0%
当期経常増減額 Tanaa	-75, 833	100.0/0
	-10,033	l
I経常外収益		
医常外収益計		
V経常外費用		
税引前当期正味財産差額	−75 , 833	
法人税、住民税及び事業税	30, 413	
前期繰越正味財産額	1, 658, 228	
当期正味財産合計額	1, 551, 982	

表3 特別区における主なペアレント・メンターによる相談事業の実施状況(令和3年度実績)について

	業務	営業日数	開設	へ。 アレント・メン	コーテ゛ィネータ	個別相談	集団相談	電話相談	相談合計	事業予算額	備考
	形態	営業時間	場所	9-登録数	-登録数	(延べ人数)	(延べ人数)	(延べ人数)	(延べ人数)	(うち家賃補	区の自主財源額
										助・支払額)	
新宿区	直営	月1~2回	区施設	12人	2人	12件	0件		12件	185,000 円	約 93,000 円
		10:15~11:45				(12人)			(12人)		
中野区	委託	週 3 日	区施設	20人	1人	31件	6件		37件	5,035,000円	2,916,000円
		9:30~15:00				(31人)	(100人)		(131人)		
練馬区	委託	週1日	民間	6人	1人	59件	15件	23件	97件	1,055,000円	253, 750 円
		10:00~15:00							(94人)	(240,600円)	
足立区	委託	週 3 日	民間	38人	4人	34件	29件	24件	87件	5,500,000円	3,381,000円
		10:00~17:00				(34人)	(85人)	(24人)	(143人)	(1,100,000円)	

⁽注1) 本表は、区議会事務局調査係による東京23区に対する「ペアレント・メンターによる子育て相談事業に関する調査」結果から作成した。

⁽注2) 事業予算額には、足立区、中野区は、研修事業、啓発事業を含む。